

令和 7 年度国立大学法人滋賀医科大学「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第53条第 2 項の規定に基づき、「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国立大学法人滋賀医科大学長

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、本学が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

○本学が保有する個人情報ファイル簿のとおり。

<https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/privacy-protection>

3. 提案者の要件

法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者でないこと。また、その他本学が不適当と認める者でないこと。（注）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 未成年者② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者⑥ 法人その他の団体であつて、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの |
|---|

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4. 募集期間

令和 7 年 7 月 29 日から 8 月 29 日まで（必着）

5. 提案の方法

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を郵送してください。

※封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きすること

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 提案書類<ul style="list-style-type: none">① 提案書<ul style="list-style-type: none">☐ 国立大学法人滋賀医科大学行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注1）② 添付書類<ul style="list-style-type: none">☐ 誓約書（上記 3. の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面☐ 提案をする者の本人確認書類（注1）☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注2）○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード
https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/privacy-protection |
|---|

- (注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。
- (注2) 代理人による提案をする場合に限りです。

○ 提案書の提出先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学総務企画課文書法規係

6. 提案の審査基準

- ① 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 学長が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

提案が審査基準に適合すると認めた場合は、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、その旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもってこの募集要項の内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は本学に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 本件に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

滋賀医科大学総務企画課文書法規係

TEL : 077-548-2010

Email : hqbunsho@belle.shiga-med.ac.jp